

研修単位細則別表 2 に定める研修単位となる定められた実績について

2017年3月12日理事会

沿革 2022年3月26日改正

研修単位細則別表 2 に定める定められた実績の単位の取扱いは次のとおりとする。

- 1 認証された研修、認証された研修に相当する研修及び社会福祉士養成指定科目の講師
 - (1) 単位の対象
 - ・「認証研修に相当する研修」は、機構を構成する団体が主催又は委託した研修、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく社会福祉士実習演習担当教員講習会、同法に基づく社会福祉士実習指導者講習会及び社庶第 29 号通知別添 1 に示す相談援助業務に係る法定研修とする。
 - ・対象とするコマは講義及び演習とする。
 - ・対象とする研修の分野は問わない。
 - ・対象とする講師としての位置づけは主たる講師であり、演習等補助者は対象とならない。
 - (2) 単位数
 - ・実施時間 15 時間を 1 単位とする。
 - (3) 申請に必要な書類
 - ・講師実績がわかる講師依頼文書や研修プログラム等とする。
- 2 相談援助実習指導
 - (1) 単位の対象
 - ・大学等教育機関から依頼された相談実習指導とする。
 - ・相談実習の対象は、原則として社会福祉士養成とする。
 - (2) 単位数
 - ・相談実習担当時間 180 時間を 1 単位とする。
 - (3) 申請に必要な書類
 - ・施設長等の上長の署名のある相談実習指導時間及び大学等教育機関から依頼を証明する書とする。
- 3 研究会、学会ないしはそれに準ずる研修会での発表実績
 - (1) 単位の対象
 - ・口頭発表の対象は研究会、学会及びそれに準じる研修会とする。ただし、ポスター発表のみの学会の取扱いについては別に定める。
 - ・論文発表の対象は学会誌や研究誌への研究成果の掲載（実践報告や研究ノートを含む）及び著書（共著を含む）とする。
 - (2) 単位数
 - ・口頭発表は 1 単位とする。
 - ・論文発表は 2 単位とする。
 - (3) 申請に必要な書類

- ・ 発表した内容が掲載されている印刷物とする。

4 認定医療ソーシャルワーカーの更新

(1) 単位の対象

- ・ 更新期間における認定医療ソーシャルワーカーの更新とする。

(2) 単位数

- ・ 7単位とする。

(3) 申請に必要な書類

- ・ 日本医療ソーシャルワーカー協会が発行する認定医療ソーシャルワーカーの更新を証明する書とする。